

第十三条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校（学校教育法第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。以下この条及び別表第三号において同じ。）を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達の障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児（次項において「不登校児童等」という。）を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。）の設置する学校が行うことにより、当該構造改革特別区域における学校教育の目的の達成に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第二条第一項中「設置することができる」とあるのは「設置することができる。ただし、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する特別の需要に応ずるための教育を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人（次項、第四条第一項第三号及び附則第六条において学校設置非営利法人という。）は、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができる」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置非営利法人」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置非営利法人の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十三条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第四十四条（第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第三項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）」と、同法附則第六条中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置非営利法人」とする。

【事業の名称】 学校設置非営利法人による学校設置事業

【現行制度の解説】

前条を参照下さい。

【特例措置の内容】

特定非営利活動法人については、学校法人に比べ、公共性、継続性・安定性などについて懸念される点がある一方で、不登校児童生徒やLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）のある児童生徒等といった教育上特別に配慮を要する児童生徒等に対する教育に実績があるものがあり、地域のニーズと対応して不登校児童生徒等

の支援の充実を図るため、このような実績のある特定非営利活動法人に限り、学校の設置を認めることとしたものです。

なお、その際、学校の公共性、安定性・継続性を担保することにより、教育の質の確保と学生・児童・生徒等の利益に配慮することが必要不可欠であることから、特定非営利活動法人に学校の設置を認めるに当たっては、学校経営に必要な資産の保有や役員に学校経営に必要な知識経験を有すること等を求めるとともに、情報公開・評価の実施、セーフティネットの構築等を整備することとしています。

また、通常、高等学校以下の学校については、都道府県が認可を行いますが、特定非営利活動法人の設置する学校は、構造改革特別区域制度の趣旨にかんがみ、認定地方公共団体が当該自治体に第三者機関を設け認可を行うこととしています。

【趣旨】

不登校児童等を対象として、特別の需要に応じた教育を特定非営利活動法人の設置する学校（大学・高等専門学校を除く。以下同じ。）が行うことにより、構造改革特別区域（以下「特区」という。）における学校教育の目的の達成に資することとなります。

【説明】

- 1 「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校（学校教育法第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。以下この条及び別表第三号において同じ。）を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達の障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児（次項において「不登校児童等」という。）を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。）の設置する学校が行うことにより、当該構造改革特別区域における学校教育の目的の達成に資するものと認めて」

どのような場合に地方公共団体が申請できるかについて定めたものです。「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達の障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児」を対象とした既存の「学校の設置者によっては満たされない特別の需要」とは、例えば、不登校や発達障害により教育上特別の指導が必要であると認められる子どもたちを対象とした特別の需要に応ずる教育であり、様々なケースが考えられます。

- 2 設置者要件緩和のための学校教育法の読替え（学校教育法第2条第1項関係）

特区においては、学校教育法のうち第2条第1項の規定を読み替えて適用し、一

定の要件を満たす特定非営利活動法人も大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができるものとします。

なお「特定非営利活動法人の設置する学校」は、学校教育法第1条にいう「学校」であることから、学校教育法の規定はもちろん、「学校」に適用される関係法令は、特別な法的措置を伴うことなく全て適用されることとなります。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。ただし、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する特別の需要に応ずるための教育を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人（次項、第四条第一項第三号及び附則第六条において学校設置非営利法人という。）は、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができる。

3 学校教育法における「私立学校」としての位置付けに係る読替え規定（学校教育法第2条第2項関係）

学校教育法第2条第2項は、「私立学校」を「学校法人の設置する学校」と定義していますが、特定非営利活動法人の設置する学校にも学校教育法上の私立学校に係る規定を適用するため、特区においては、同項を下記のように読み替えて適用することとするものです。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

第二条 （略）

② この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人又は学校設置非営利法人の設置する学校をいう。

4 学校教育法附則第6条に係る読替え

また、学校教育法附則第6条は「私立の幼稚園は、当分の間、学校法人によって設置されることを要しない」としていますが、当該規定についても、特区においては下記のように読み替えて適用するものです。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

附 則

第六条 私立の幼稚園は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人又は学校設置非営利法人によって設置されることを要しない。

5 認可権者等を認定地方公共団体の長の権限や事務とするための読替え規定（学校教育法第4条第1項関係）

さらに、以下のように学校教育法を読み替え、特定非営利活動法人の設置する学校の設置認可等の権限や事務を認定地方公共団体の長の権限や事務とすることとしています。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下全日制の課程という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程という。）及び通信による教育を行う課程（以下通信制の課程という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第六十九条の二第二項の大学の学科についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
- 二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園 都道府県の教育委員会
- 三 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園 都道府県知事（学校設置非営利法人の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十三条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第四十四条（第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第三項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）

上記の読替えにより、学校教育法における「都道府県知事」の権限や事務が、特定非営利活動法人の設置する学校については、認定地方公共団体の長の権限や事務となります。なお、前述の学校教育法第2条第2項の読替えにより特定非営利活動法人の設置する学校にも学校教育法上の私立学校に係る規定が適用されます（前条第1項の解説5を参照下さい。）。

- 2 前項の規定により学校教育法第四条第一項の認可を受けて学校を設置することができる特定非営利活動法人（以下この条及び第十九条第一項第二号並びに別表第三号において「学校設置非営利法人」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、不登校児童等を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。
- 一 文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
 - 二 当該学校の経営を担当する役員が学校を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
 - 三 当該学校設置非営利法人の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。
 - 四 不登校児童等を対象として行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動の実績が相当程度あること。

【説明】

学校法人以外の者である「特定非営利活動法人」が学校を設置する場合にあつても、公共的かつ安定的で適正な運営が担保されるよう、学校設置非営利法人が備えるべき要件を定めるものです。

第1号の「学校の経営に必要な財産の保有」は、学校を安定的・継続的に経営するために求めるものであり、また、第2号及び第3号の、役員に求められる「必要な知識又は経験」と「社会的信望」については、学校を適切に運営することが期待できない者が、学校の設置者として認められることのないよう、設置する特定非営利活動法人の役員に一定の資質を求めるものです（これらは、いずれも学校法人についても求めているものです）。

また、第1号に定める施設設備についての「文部科学省令で定める基準」とは、現在既に文部科学省令として制定されている小・中・高等学校等それぞれの設置基準を指すものです。特定非営利活動法人が設置したとしても学校教育法に定める「学校」である以上、これらの基準がそのまま適用されるため、同号は、これらの基準において求められている施設及び設備（又はこれらに要する資金）を備えることを資産要件として求めているものです。

第4号において、「不登校児童等を対象として行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動の実績が相当程度あること」としているのは、不登校や発達障害により教育上特別の指導が必要であると認められる子どもたちを対象とした特別の需要に応ずる教育を行う特定非営利活動法人で、一定の実績を有するものについて、特に特区における学校教育の目的の達成に資することから、情報公開、評価やセーフティネットの構築等を求めた上で、学校設置を認めることとしたものであり、その前提として、不登校児童等を対象として行う活動について相当程度の実績を求めるものです。

3 前条第三項から第十項まで及び第十二項の規定は、学校設置非営利法人が学校を設置する場合について準用する。この場合において、同項中「第三項又は第四項」とあるのは、「次条第三項において準用する第三項又は第四項」と読み替えるものとする。

【説明】

構造改革特別区域法第12条（学校設置会社）に係る規定を学校設置非営利法人が学校を設置する特区においても準用するものであり、必要な読替規定を置くものです。

① 情報公開（前条第3項及び第4項）

学校設置非営利法人については、特定非営利活動促進法上、社員その他の利害関係人の請求に応じ、事業報告書、貸借対照表、収支計算書等を閲覧させることが義務付けられていることから、設置する学校への入学希望者についても、利害関係人として閲覧を求めることができますが、書類の備え付ける場所が「主たる事務所」に限られていることから、閲覧者の便宜に資するため、学校に備え付けることを義務付けるものです。

なお、準用する前条第3項及び第4項第2号の文部科学省令で、学校を設置する特定非営利活動法人が備えるべき業務状況書類等について、その作成期限及び備付けの期間などについて定めています。具体的には、特定非営利活動促進法において既に特定非営利活動法人が備え置くものとされている事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を毎事業年度終了後3月以内に作成し、各学校に3年間備え置くべきものとしています。また、業務状況書類等が電磁的記録として保存されている場合の閲覧は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法によることとしています。

○ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、内閣府令で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（次項、次条及び第四十三条第一項において「事業報告書等」という。）並びに役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（次項、次条及び第四十三条第一項において「役員名簿等」という。）を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十四条において準用する民法第五十一条第一項の設立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録。次条第二項において同じ。）、役員名簿等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写し（次条及び第四十三条第一項において「定款等」という。）の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

② 認定地方公共団体による評価（前条第5項及び第6項）

学校設置非営利法人により設置された高等学校以下の学校については、学校経営の公共性、継続性・安定性の観点から、当該学校の教育の質等を担保するための事後チェックシステムの一つとしてその教育状況などについて、特区認定を受けた地方公共団体が評価を行うこととしたものです（その具体的方法については、評価を行う地方公共団体が判断することになります。）。

特区認定を受けた地方公共団体による評価は、広く社会一般に公表することにより、学校選択や修学の継続をする上で必要な判断材料として活用できるようにするため、できるだけ詳細な公表が望ましいですが、具体的な公開内容、方法等については実際に評価を行う地方公共団体の判断によるものと考えられます。

③ セーフティネットの整備（前条第7項）

④ 審議会その他の合議制の機関への諮問（前条第8項）

⑤ 認可した場合の都道府県知事への通知（前条第9項）

⑥ 報告書の提出（前条第10項）

⑦ 文部科学省令の制定・改廃に伴う所要の経過措置（前条第12項）

これらについては前条をご覧ください。

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(表一略)

【説明】

学校設置非営利法人に他の法律を適用する場合の必要な読替えを規定するものです。なお、読替えの対象となる法律及び読替内容は、前条第11項と同じです（著作権法に関する部分を除く。）。

5 第三項において準用する前条第三項の規定に違反して業務状況書類等を備えて置かず、業務状況書類等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三項において準用する同条第四項各号の規定による請求を拒んだ学校設置非営利法人の理事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

【説明】

第3項において準用する第12条第3項及び第4項の規定に違反した学校設置非営利法人の理事又は清算人は、20万円以下の過料に処する旨規定したものです。